

広報 深溝

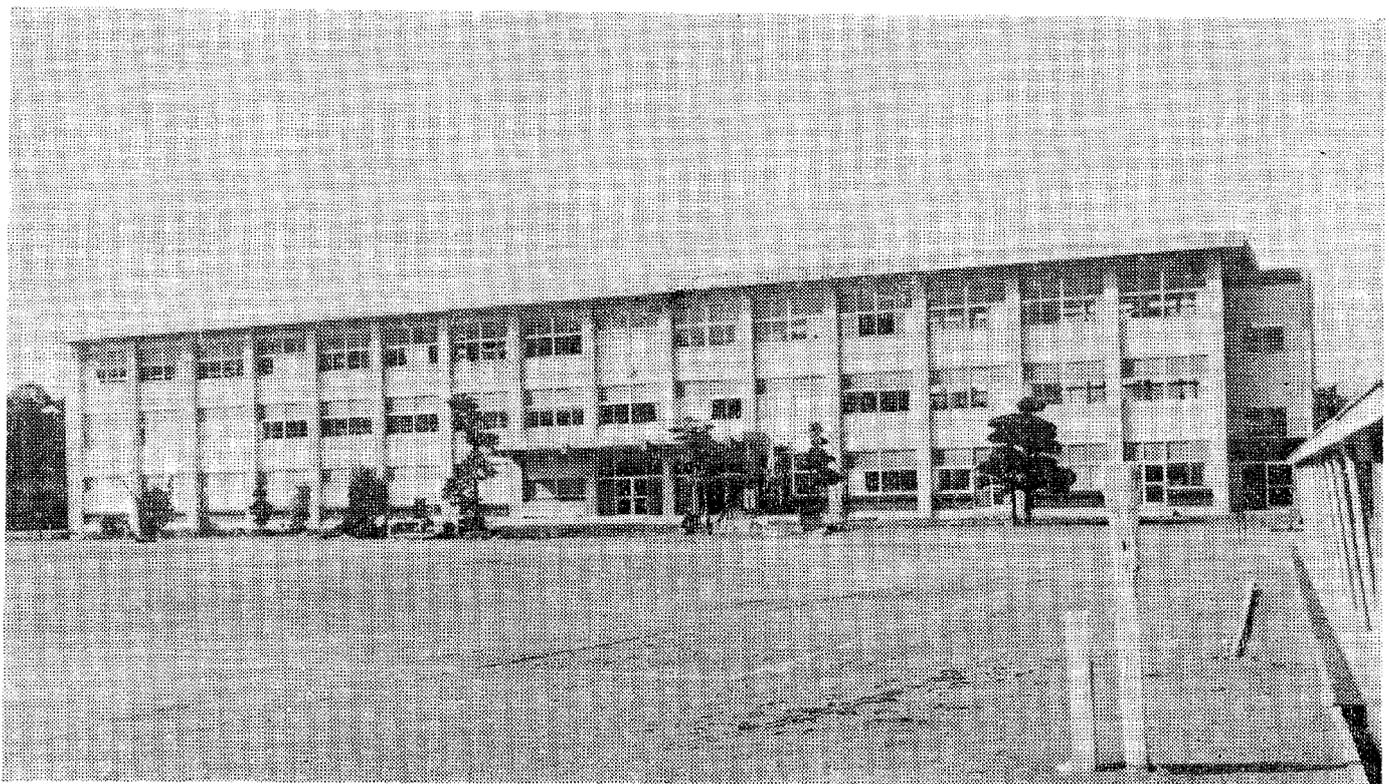
人口動態
(昭和46年2月1日現在)

| | |
|----------|---------|
| 総人口 | 20,227人 |
| 内(男) | 9,510人 |
| 内(女) | 10,717人 |
| 世帯数 | 4,203戸 |
| (1月中の移動) | |
| 出生 | 38人 |
| 死亡 | 21人 |
| 転入 | 111人 |
| 転出 | 93人 |

No.213 昭和46年3月1日 発行・幸田町 編集・企画室 印刷・あいち印刷

校舎竣工記念

深溝小学校



校舎竣工の

よろこび

深溝小学校

この学校は、昭和二十年一月十三日の夜に、この一帯を襲った「三河地震により大きな被害をうけ、幸い夜であったため児童が校舎の下敷きになるといった最悪の事態は避けられたものの、校舎は倒れ或は傾き全く使用不能となつてしまつたが当時物資不足のときでもあり応急復旧のまま二十五年を過したが「災害は忘れたころにやってくる」どうしても早く耐震の校舎をと鋭意、深溝小学校の校舎の全面改築にとりかかり、一月三十一日に竣工しました。竣工した新校舎は鉄筋コンクリート三階建ての明るく使いやすい建物にするよう工夫されております。本館の面積は延べ二二九七平方メートルに附属のポンプ室と渡りがついています。この事業に使つたお金は約九千万円であります。

部屋は、普通教室が十二理科室・視聴管室・図書室・保健室・放送室・印刷室・校長室・職員室・資料室があり、特に理科教育の振興に力を入れ理科室の充実と近代教育に欠かせない視聴覚材器をとり入れた教育のできる施設も併せ整備した。深溝小学校のよろこびはどうでしょう、必ず教育の伸展につながってくれることを祈ります。

| 区名 | 登録者数 | | |
|----------------------------------|-------|-------|--------|
| | 男 | 女 | 計 |
| 長久坂第1大高鷲第2岩横三三第3第4第5第6上桐第7計 | 87 | 98 | 135 |
| 横田崎計草力田計堀落社寮計谷田計荻計場里谷川計栗山計場野野美田計 | 110 | 106 | 216 |
| | 511 | 534 | 1,045 |
| | 708 | 738 | 1,446 |
| | 462 | 535 | 997 |
| | 256 | 268 | 524 |
| | 329 | 333 | 662 |
| | 1,047 | 1,136 | 2,183 |
| | 572 | 600 | 1,172 |
| | 130 | 123 | 253 |
| | 66 | 66 | 132 |
| | 40 | 227 | 267 |
| | 808 | 1,016 | 1,824 |
| | 499 | 550 | 1,049 |
| | 306 | 338 | 644 |
| | 240 | 245 | 485 |
| | 1,045 | 1,133 | 2,178 |
| | 411 | 443 | 854 |
| | 374 | 402 | 776 |
| | 223 | 252 | 475 |
| | 83 | 78 | 161 |
| | 1,091 | 1,175 | 2,266 |
| | 480 | 495 | 975 |
| | 211 | 216 | 427 |
| | 141 | 144 | 285 |
| | 832 | 855 | 1,687 |
| | 399 | 431 | 830 |
| | 102 | 108 | 210 |
| | 156 | 154 | 310 |
| | 56 | 61 | 117 |
| | 713 | 754 | 1,467 |
| 合計 | 6,244 | 6,807 | 13,051 |

二月七日現在選挙人名簿登録者数

愛知県知事選挙結果

前回上まわり投票率71%

| 投票区名 | 今回 (S46.2.7) | | 前回 (S42.2.4) | |
|-----------------|--------------|----------|--------------|----------|
| | 当日の有権者数 人 | 投票率 % | 当日の有権者数 人 | 投票率 % |
| 第1投票所(坂崎小学校) | 1,437 | 75.78 | 1,214 | 60.96 |
| 第2 "(幸田") | 2,178 | 78.74 | 1,862 | 63.80 |
| 第3 "(幸田町中央公民館)" | 1,790 | 67.88 | 1,485 | 56.09 |
| 第4 "(荻谷小学校)" | 2,168 | 68.45 | 1,872 | 49.36 |
| 第5 "(深溝)" | 2,259 | 66.05 | 1,744 | 49.94 |
| 第6 "(上六栗集荷所)" | 1,668 | 65.29 | 959 | 53.08 |
| 第7 "(野場公民館)" | 1,465 | 78.43 | 1,357 | 69.64 |
| 計 | 12,965 | 71.21 | 10,493 | 57.28 |

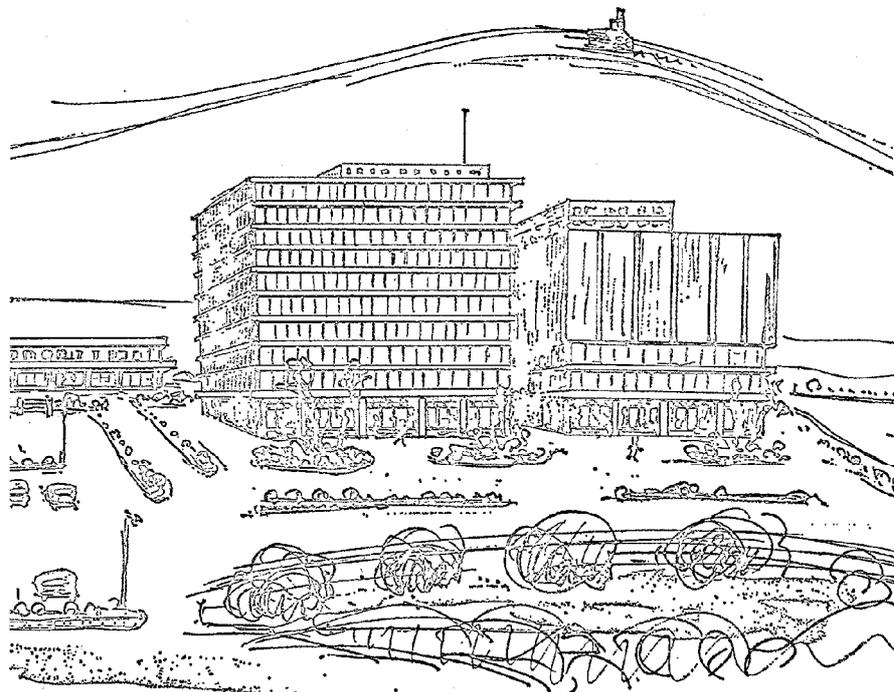
候補者別得票数

| 氏名 | 得票数 |
|------|--------|
| 桑原幹根 | 6,477票 |
| 新村猛 | 2,709票 |

議会便り

議員の夢

幸田町新庁舎構想図



私達は信ずる
いつの日か幾年後か、幸田は
生れかわる日がきつと来る。

豊かな明るく緑に包まれた

理想の田園都市のシンボルを

市内の区域化街市 建築を大巾に規制

年十一月決定した市街化区域および市街化調整区域に伴い、その指定が急がれておりましたが農林関係その他の調整が難行して伸びがなくなっており、ようやく今年一月一般の縦覧、都市計画審議会への諮問等所定の手続きを終え最終的に決定告示をしたもので、愈々その効力が正式に発せられたわけであります。

この結果市街化区域においては責務的に建築開発を認め許可して

都市計画による住居、商業、準工業および工業地域等のいわゆる「用途地域」が去る二月十五日付で告示指定されました。市街化区域内に指定が義務づけられておる用途地域については昨

用途地域指定とあわせ建ぺい率（建築物の敷地面積の割合）の規制が加えられ同日付で暫定的に次の表のとおり適用されることとなりました。

いずれにいたしましても、混在した建築を防止し、整然

建 ぺ い 率 表（建築面積の敷地面積に対する割合）

| 区 分 | 用途地域 | (暫定措置) 建 ぺ い 率 | 新 法 適 用 後 | |
|---------|---------|----------------|-----------|---------------|
| | | | 用 途 地 域 | 建 ぺ い 率 |
| 市街化区域 | 住居地域 | 10分の6以内 | 第1種住居専用地域 | 10分の3~10分の6以内 |
| | 商業地域 | 10分の7 " | 第2種住居地域 | 10分の6 " |
| | | | 近隣商業地域 | 10分の8 " |
| | 準工業地域 | 10分の6 " | 準工業地域 | 10分の6 " |
| 工業地域 | 10分の6 " | 工業地域 | 10分の6 " | |
| | | 工業専用地域 | 10分の6 " | |
| 市街化調整区域 | — | 10分の7 " | 市街化調整区域 | 10分の7 " |

(注) 当分の間上の暫定措置の建ぺい率が適用されます。そして向う3年（昭和49年まで）以内に右の表（新法適用後）に切替えられますが、愛知県の場合おそらく今年末か明年早々になる見込みです。

用途地域指定さる 建ぺい率の暫定告示も

ゆく凶域としながらも建築物の種類、用途によっては建築できない場合が生じます。例えば住居や商業区域に工場とか工業地域に旅館ホテルなどは建てられません。また調整区域については勿論農家か特種な店舗、事業所以外は原則として建築できないことは従前どおりであります。これ等の規制については昨年十月掲載した「これらの建築はどうか」をもう一度ご参照下さい。

建築基準法令改正 違反建築の取締り等強化

都市計画法とやらんで明るい整然とした街づくりを実現する手段として建築基準法が昨年六月大巾に改正され、その施行が今年一月からスタートしました。今回の法改正は大別して三つに分類されその第一は都市建築の用途純化、つまり混在した雑多な種類の建築物を防ぎ土地の高度利用を図ること。例えば用途地域による規制等で第二は、旅館・ホテルやビル火災による人身事故の多発から建築の耐火、避難等の防災体制の整備を図ったこと、第三が無届違反建築等ストロール防止も兼ね建築の監視取締体制が強化されたことでもあります。

そこで第一、二、については建築物の種類措置等の専門的な知識経験が必要とし、これらの問題については県市町え相談するか設計士に依頼することなどで解決出来ますので省略し特に第三についてご説明申し上げます、県に建築監視員制度を設けパトロールをし無届違反建築を摘発し、①悪質な違反建築に関与した設計者、工事監理者、工事請負者および不動産業者等の登録を取消し、業務の停止等の処分をする。②また悪質な違反に対しては水道、電気、ガス等の供給保留の手續きをとることとなっております。

建物建築の際には必ず開発行為、建築確認申請等の関係手續きをとってからの着工して下さい。また、既に許可をとって工事にかかっておられる方は、許可済の表示を現場に立てる等のご配慮をお願いいたします。建築を計画されている方は是非一度役場土木課へお問合せ下さい。

春の全国火災予防運動

2月28日～3月13日

70歳になったら 老齢福祉年金の請求を

老齢福祉年金の請求を!

七十歳以上のお年寄りに

国から支給される

年金では

昭和三十

五年から

始まって

います。

今では幸

田町でも

七百人余

のお年寄

りがこの

福祉年金

を受けて

います。

しかし

まだ福祉

年金が受

けられる

ことを知

らない方

や、どん

な届出が

必要でど

んな制限

があるか

等、知ら

ない方が

少なくあ

りません

のでその

あらし

をまとめてみました。

一、年金額 月額二千元 年額二万四千元

二、老齢福祉年金を受ける権利のある人

①日本国民である。

②現在満七十歳を越えている人

③これから満七十歳になる人

つぎの人。

イ、明治四十四年四月一日まで

に生れた人。

ロ、大正五年四月一日までに生

れた人で国民年金に加入し、

年齢に応じて四年から七年保

険料納付または免除の期間が

ある人。

三、受給権があっても年金の支給

がとめられるとき。

①公的年金を受けている時の制

限。

受給権者が普通恩給や公務扶助

料、遺族年金または厚生年金な

どによる公的年金を受けること

ができるときは、福祉年金の支

給の一部または全部がとめられ

ます。

併給限度

イ、戦争公務にもとづく公務扶

助料、増加恩給、遺族年金、遺

族給与金などの年金の場合

十六万七千三百円

ロ、普通恩給、普通扶助料、退

職年金、遺族年金などの一般の

年金の場合。

二万四千元

②ある程度の所得があるときの

制限。

イ、受給権者本人にある程度の

所得があるとき。

受給権者本人に前年において、

三十二万円を越える所得がある

ときは、その年の五月分から翌

年の四月分までの全額について

支給がとめられる。

ロ、配偶者、扶養義務者にある

程度の所得があるとき。

受給権者の配偶者、扶養義務者

(父母、子、孫、祖父母や兄弟

姉妹で主にその受給権者を養っ

ている人。)に前年において、

つぎの表の額以上の所得がある

ときは、その年の五月分から翌

年の四月分までの全額について

支給がとめられます。

| 扶養親族の人数 | 限度額 |
|---------|---|
| 0人 | 540,450 |
| 1人 | 693,375 |
| 2人 | 781,725 |
| 3人 | 873,200 |
| 4人以上 | 873,200円を超過する場合は、養親の人数に1人につき93,100円を加算する。 |

この場合の所得とは総収入額か

ら必要経費を控除したのちの額

で、給与の場合は給与所得控除

後の額です。

③国内に住所がないときの制限

国内に住所がなくなつたときは

その期間の全額の支給がとめら

れます。

四、受給権がなくなるとき。

①受給権者が死亡したとき。

②日本国民でなくなつたとき。

五、年金を受ける手続き。

福祉年金の支給を受けるために

は受給権のある人が裁定請求を

役場をとりして県知事にしなけ

ればなりません。それにはつぎ

書類が必要です。

イ、福祉年金裁定請求書

ロ、戸籍抄本

ハ、住民票世帯全員の写し

ニ、所得状況届

ホ、公的年金を受けている場合は

その写し。

請求については役場へ印鑑と住

民票、戸籍の手数料をそえて申

し出てください。

②請求の時効

福祉年金の裁定請求は、受給権

ができた日(七十歳になつた

日)から五年以内に請求しなけ

れば時効により自動的にその権

利がなくなります。七十歳にな

つたら早く請求をしましょう。

③年金の支払い

裁定請求の手続きにより県知事

が審査し支給が決定されると、

国民年金証書が交付されます。

この年金証書により毎年一月・

五月・九月の六日以降にきめら

れた郵便局で受けます。

六、いろいろな届出

福祉年金を受けている人がつぎ

のような時には役場に備えてあ

る書類によつて手続きをしなけ

ればなりません。

①引き続き年金の支払を受けよ

うとするとき。

福祉年金所得状況届

この届は毎年前年の所得によつ

かしないかを定めることになつ

ていますので、その年の五月か

ら向う一年間の年金を受けるた

めに必ず毎年六月中に本人、配

偶者、扶養義務者の前年の所得

の状況を届けづるものです。

役場では町民税の申告書にも

とついで所得状況届の手続きを

していただきますので、受給権者はそ

の年の町民税の申告書が出され

ていれば五月支給分を受け取ら

れたら、印鑑と国民年金証書を

役場へ届出ればよいことになつ

ています。

②恩給、年金を受けるようにな

つたとき。また受けなくなつた

とき、福祉年金支給停止関係届

この届は、恩給、扶助料、退職

年金等の公的年金を受けるよう

になつたときに、公的年金の写

しを添えて、または受けなくな

つたときに届出るものです。

③死亡したとき

福祉年金受給権者死亡届

④死亡者が受けていない年金が

あるとき。

未支給福祉年金支給請求書

この届は死亡者がまだ受けてい

なかつた年金を遺族が受けよう

とするときに請求するもので、

死亡した日から六ヶ月以内に手

続きをしなければなりません。

⑤氏名が変つたとき

福祉年金氏名変更届

⑥住所が変つたとき

福祉年金住所変更届

⑦支払郵便局を変えたいとき。

福祉年金支払郵便局変更届

昭和46年度分固定資産税 課税台帳を縦覧に供します

(税務課第2係)

例年のとおり、地方税法第415条の規定により昭和46年度分固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供します。

なおこの縦覧は昭和46年度の固定資産税等の課税の適正を図るものですから、課税台帳の記載事項に不服のある場合は異議の申立てをすることができます。

- 1. 縦覧場所 額田郡幸田町役場 税務課第2係
- 2. 縦覧期間 昭和46年3月1日から昭和46年3月20日まで
- 3. 縦覧時間 午前8時30分から、午後5時まで
(ただし、土曜日の午後、および日曜日は除く。)
- 4. 異議申立期間 縦覧期間の末日(3月20日)から10日間以内。
なおこの期間を過ぎてからの異議の申立は受理いたしません。

- ⑧ 印鑑を失ったり変えたいとき
印鑑変更届
 - ⑨ 国民年金証書を失ったとき
国民年金証書亡失届
 - ⑩ 国民年金証書がやぶれたり、よごれたとき
国民年金証書再交付申請書
- 七、裁定の処分について不服があるとき。
県知事から通知をうけた裁定の内容や支給停止などの決定に不服があるときは県年金課内の社会保険審査官に審査の請求をすることができま。
- なおこの請求は処分の通知を受けた日の翌日から六十日以内にしなければなりません。
福祉年金についてはわからないことがありましたら、役場住民課福祉係か、県年金課にお問い合わせください。



区長、区長代理者決まる

今後の一年間をお世話になる区長さんとその代理のかたがたがきまりました。

| 区名 | 区長名 | 生年月日 | 代理者名 | 生年月日 |
|-----|--------|------------|--------|------------|
| 長嶺 | 藤江 充 | T 15.2.15 | 本田 信男 | T 15.12.13 |
| 久保田 | 鈴木 一三 | M 42.11.9 | 鈴木 光明 | S 4.9.30 |
| 坂崎 | 竹本 佐市 | T 8.11.27 | 村越 保 | T 9.3.16 |
| 大草 | 鴨下 久治 | T 11.8.28 | 小野 光男 | T 12.9.29 |
| 高力 | 内田 三之助 | M 42.6.3 | 谷川 泰助 | T 2.5.28 |
| 鷲田 | 都築 伍市 | M 42.7.20 | 成瀬 弘二 | T 10.4.27 |
| 新田 | 都築 五三男 | T 8.1.11 | 本多 浅雄 | T 9.12.15 |
| 岩堀 | 本田 芳男 | T 6.1.14 | 志賀 令二 | S 3.3.30 |
| 横落 | 中根 秀一 | M 44.11.10 | 都築 秀雄 | S 5.3.18 |
| 幸田 | 本田 仁一郎 | T 8.9.17 | 小池 政一 | S 3.1.5 |
| 芦谷 | 夏目 清 | T 11.7.4 | 山田 将治 | S 2.10.9 |
| 荻里 | 稲吉 研市 | M 40.10.1 | 小林 清市 | M 42.1.9 |
| 市場 | 杉浦 勉 | T 6.11.10 | 金子 謙一 | M 43.11.10 |
| 海谷 | 三浦 亮一 | S 2.1.10 | 三浦 和男 | S 3.5.1 |
| 逆川 | 村越 俊治 | M 42.1.9 | 山本 鹿次郎 | S 10.4.15 |
| 桐山 | 乙部 徹雄 | T 3.1.20 | 春日 井仙一 | S 2.1.2 |
| 上栗 | 大竹 正男 | T 7.11.20 | 市川 敬介 | S 3.12.23 |
| 六栗 | 杉浦 貞一 | T 12.1.22 | 夏目 健一 | S 2.8.21 |
| 野場 | 鈴木 三郎 | T 5.9.3 | 大須賀 明 | T 14.8.10 |
| 須美 | 鈴木 三郎 | T 12.1.24 | 伊沢 淑章 | S 4.11.8 |
| 永野 | 平岩 仁 | T 12.1.24 | 坂本 伊三郎 | S 7.10.17 |
| 三菱 | 鈴木 正 | T 12.3.7 | 左右田 一夫 | T 12.9.1 |
| | 坪内 秀夫 | T 11.9.10 | 小林 勇蔵 | T 11.10.11 |

自動車通行料金の徴収事務職員募集

愛知県開発公社では左記の要項により職員を募集いたします。希望者は、最寄の管理事務所、料金事務者または役場へ三月末日までに履歴書を送付してください。

(南設楽郡鳳来町豊岡)
三河湾スカイライン管理事務所
(蒲郡市柏町)
三ヶ根山スカイライン管理事務所

勤務場所
鳳来寺パークウェイ管理事務所
多米峠有料道路料金事務所

(幡豆郡幡豆町大字東幡豆)
三ヶ根山スカイライン管理事務所

(橋市多米町)
勤務内容
自動車通行料金の徴収事務

勤務時間

午前九時～翌日午前九時
(ただし、午後十一時(予定)～午前七時(予定)までは、休養、就寝(宿泊施設あり)の隔日勤務で一週平均四十四時間勤務、一日休み

対象
四十五才位までの男子
ただし、県、警察、市町村職員で、四十六年三月以降退職者を含む。

給与
月額 約三万円～四万四千円
(年令、経験年数等により多少の相違あり)

このほか、料金徴収手当(月二千円)、通勤手当、時間外勤務手当など員職に準じて支給

期末・勤務手当
年三回 約四・七ヶ月分支給
昇給
年一回の見込み

ただし県職員等で退職(停年)者は除く
福利厚生
職員互助会、社会保険(健康、厚生、失業)退職金制度あり
被服 貸与
採用人員 若干名
採用予定月 昭和四十六年五月～七月(採用事務所により異なる)

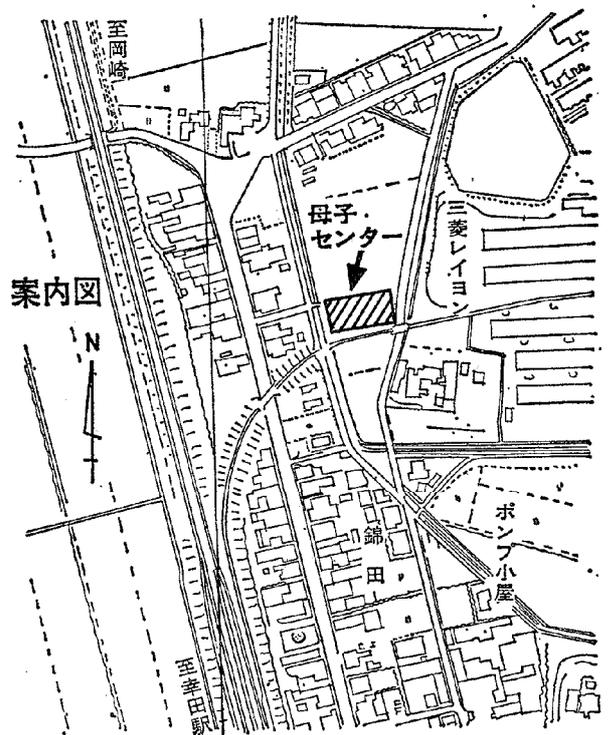
その他
面接日 場所は後日連絡します

母子センター入所ご案内

(昭和45年10月1日以降)

1. 入所分べんの受付は母子センター、役場の受付でいたします。
入所申請用の紙も役場受付または母子健康センターにあります。申請書の提出も上記の場所です。
 2. 入所期間は原則として分べん後1週間
 3. 分べんおよび入所料(1週間) 町内居住者 27,500円
町外居住者 29,000円
(退所の日までに納付してください)
 4. 分べん前および分べん後の入所料
分べん前 1日につき 600円 1日に満たない時も同じ
分べん後 8日目より1日につき 1,200円
 5. 入所中お使いになる寝具、赤ちゃんの肌着、おむつは無料で貸与します。
 6. 産婦さんのご用は全部母子健康センターでいたしますから付添いの方はいません。
 7. 入所のさい持って来ていただくものは次の通りです。
イ 洗面用具(タオル5本、ハブラシ等)
ロ 生理帯 2本
サラシ肌着 2枚
綿入れハンテン(10月~4月)
ハ 退所時の赤ちゃんの着物、肌着
ニ 母子手帳、印鑑
 8. 特に医師診療の必要が生じた場合は自己負担となります。
- ◎ 以上の外は母子センターで用意しますし嘱託医も2名お願いしておりますのでお気軽にご利用下さい。

幸田町大字菱池錦田82
幸田町立母子健康センター
電話 2-0561番 有線5077番



交通事故をなくそう

◎なくしたい横断事故

歩行者の事故の半数が、道路の横断時におきています。

車の横暴を非難するだけでなく歩行者のひとりひとりが安全な横断に徹することがたいせつです。次のことを守って事故にあわないようにしましょう。

○歩道橋や横断歩道を渡ろう

まだ歩道橋の下が平気で横断する人を見かけますが、危険です。わずかな労を惜しまず歩道橋や、横断歩道を渡りましょう。

○手をあげて渡ろう

走ってくる車に横断の意思を伝

えるには手をあげて横断するのが最良の方法です。

まず、車の切れ目を待ち、車からよくわかるように手を高くあげて停止の合図をしましょう。そして、車が止るか、徐行するのを確かめてから渡りましょう。

○幼児の事故は保護者の責任です

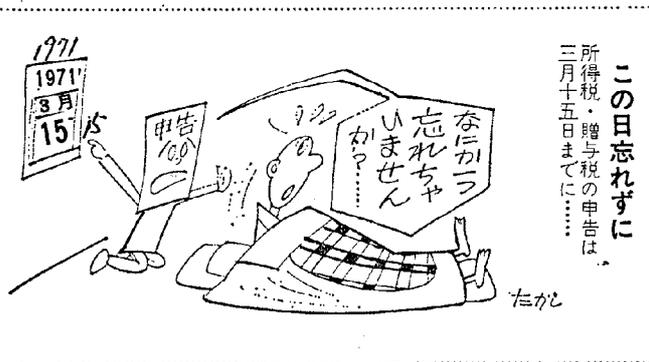
飛出し事故や直前横断の大部分は幼児や学童で占められています。が、こどもの事故は保護者であるおかあさん方にも大きな責任があります。交通ルールや安全な横断のしかたをくり返し厳しく教えましょう。

◎商工だより

一、第二十七回全国商工会

珠算検定合格者

- 二級 坂本清美。本多美佐子、佐野あけみ、清水裕行
- 三級 新井典明、石立みどり、兼原研治、志賀吉路、杉浦まゆみ
- 山本敦子、山本久美、左右田美鶴、平山明美、小林義一、丹羽明美、杉浦仁美、鈴木守、平岩康子、本多時江、伊吹修
- 四級 浅井緑、内藤光治、石川浩
- 五級 岩瀬広美、山本真子、志賀洋、貝吹美代子、清水真理子
- 六級 山本敏博、村上晃一、丹羽和美、稻吉江理子
- 七級 山本裕子、山下弘伸、山下正敏、吉本政二、三浦前美、鈴木木明男、鈴木あつこ



個人の
所得税
事業税の申告は
住民税
役場税務課
又は税務署へ

八級 鳴下真澄、仲井征生、黒柳世志子、浅井啓子、黒柳美緒

次期検定は六月六日幸田町商工会館にて

蒲郡高等学校

幸田分校の全日化成

家政科九〇名募集

昭和二十六年に蒲郡高校豊坂分校として発足以来一貫して昼間定時制で「働きつつ学ぶ」青少年の教育に大きな足跡を残し、いよいよ昭和四十六年度から幸田町をはじめこの地域の念願であった全日化が決定しました。

幸田分校創立以来五七二人の卒業生を出し、この学校を卒業したものは殆んどこの地域に留まって地域の発展のための原動力となっており、こうした勤労を愛し地域社会協調の精神をもった人の育成に果たした功績は大きい。特に創立と、その後の四年間この分校を引き立てた人、その人は、加藤宗一先生で、先生は分校から岩津高校の校長として転出され、また蒲郡高校の校長として再び幸田分校の発展につくしていただいた。そのあとをうけて竹本先生が、分校主事として十五年間幸田分校を守り育てていただいた。丁度創立から二十一年で全日制の高校となったわけです。

昭和四十六年度は、先ず家政科のみで二学級九十名募集というところでありますが予定をされている新しい県立高校へ移ることになっております。

このように、幸田分校が発展し幸田町の中等教育の場として立派にその役を果してくるようになるのであります。この地域の

みなさんのご理解により、幸田の青少年の教育は幸田の学校で是非育てたいものであります。

今春の募集には、どうか幸田町の生徒が多く入学していただけるよう、特に中学卒業の生徒をもってみえる父兄のみなさんの格別のご理解をお願いします。

転校の手続きは

例年三月になると、父兄の転勤などの関係から、転居される家庭が多くなります。それらのかたがたの「子どもの転校手続きは、どのようにしたものか」という問いに簡単にお答えしたいと思えます

一、小・中学校の場合

(1) 転出
市区町村役場で転出に必要な手続きをとったのち、現在の学校で「在学証明書」および「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」をもらってください。

(2) 転入

市区町村役場で転入の手続きをすると、学校が指定されますからここで渡された書類と、前在籍学校で渡された書類を、新しい学校へもっていき、先生の指示を受けてください。教科書は、前記証明書にもとづいて、その学校で手配してくれますので、気軽にいってください。

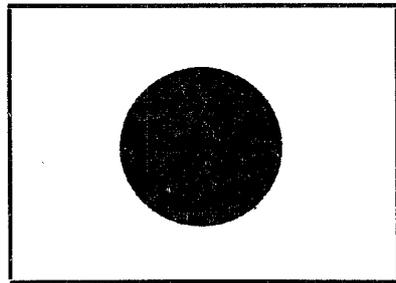
幸田町働く青少年のつどい近づく

働く青少年のつどいが例年のとおり次のように開催されます。町内の青少年のみなさん多数ご参加ください。

記

主催 幸田町青年団体連絡協議会
とき 昭和四十六年三月二十一日
ところ 幸田町中央公民館
内容 演劇 歌 意見発表 フォークダンス・おどり
— など —

国旗をたてましょう



三月二十一日春分の日

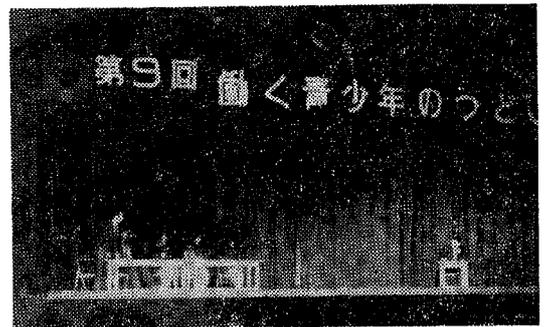
相談室

勉強ぎらいの

子どもについて

(問)

小学校三年の男の子ですが、勉強がきらいで、学校から帰っても、カバンを放り出したら、教科書など見向きもせず、遊び回って



昨年の青少年のつどい

おります。なにかよい方法はございませんでしょうか。

— ある母より —

(答)

小学生、とくに低学年の児童の家庭学習の時間については、どのくらい必要なのかという定説はございません。常識的には、その日の学習の復習として三十〜六十分ぐらいの長さが適当と考えてよいでしょう。

さて、お宅の子どもさんの例で

ですが、文面から推察いたしますと活動的で快活な性格のさっぱりした子どもさんだと想像されます。いわゆる動作的能力の優れた活発で、じつと座って静かに本を読んでいることより、戸外で友だちと走り回っている方が好きなタイプの子どものさんです。このタイプの子どもさんは社交性もあり、先生や友だちからも好かれる良い子どもさんですが、お母さんにとっては、時々、文面のような悩みが生じてくるものです。対策としては、子どもさんが帰ってこれる時刻にオヤツを用意されたらどうでしょうか。それも、少しめんどくさいけれどもお皿などに盛って、座って食べなければいけないようなものを用意して、お母さんが子どもさんと、一緒に学校の話や聞いたりやられる時間を作ってみられることです。子どもさんは、きつと生き生きとその日の出来ごとを話されると思います。そして、オヤツが終わったら「さあ、今から宿題をおやりなさい」とおっしゃってみてはどうでしょうか。

